連結中間納付額の調整計算に関する明細書					結業度		法人名			別表十二
前連結事業年度の法人税額	法	人税額	1	Н		仮 計 (4)+(11)		12	P	表十八の二付表
	及 及	上のうち土地譲渡税額 びリース特別控除取戻税額	2			(マイナスの場合は前期の連結加入	法人に			-
	差	引 法 人 税 額 (1)-(2)	3		連結	係 る 加 算 調 整 額 (別表十八の二付表二「12」)	13		平二十二・	
前(5	期 実 績 基 準 額 別表十八の二付表二「4」)又は[(3)× <u>6</u> ]			法人以	当期の連結加入法人に係る加算調整額 (別表十八の二付表二「16」)			四・一以第		
連	加	連結納税の承認の取消しによる加算調整額(別表十八の二付表二「7」)	5		外の法人に	法人を被合併法力	)連結子法人以外の 会被合併法人とする 分析による加算調整額	1.5		以後提出分
結法		前期の連結内合併又は残余 財産確定による加算調整額 (別表十八の二付表三「8」)	6			(別表十八の二付表三「4」) 当期の連結子法人以外の 法人を被合併法人とする 適格合併による加算調整額 (別表十八の二付表三「12」) 連結親法人を設立した 適格合併による加算調整額 (別表十八の二付表二「20」) 連結法人以外の法人に 係る調整額の合計				
人に		当期の連結内合併又は残余 財産確定による加算調整額 (別表十八の二付表三「16」)	7		係る調		116			
係る調	<del>71</del>	前期の分割型分割 による加算調整額 (別表十八の二付表三「19」)	8		整額の					
整		連結納税の承認の取消しによる減算調整額(別表十八の二付表二「8」)	9		計算					
の計	算	当期の分割型分割 による減算調整額 (別表十八の二付表三「24」)	10			(13) + (14) + (15) + (16) + (17)	6) + (17)			
算		結法人に係る調整額の合計 5)+(6)+(7)+(8))-((9)+(10))	11		納	付すべき法/(12)+(18)	人税額	19		

法 0301-1800-02-付1

## 別表十八の二付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結親法人が法第81条の19第1項 (第1号イ又は口に係る部分に限ります。)若しく は第2項から第6項まで《連結中間申告》又は平 成22年改正前の法第81条の19第2項から第6項ま で《連結中間申告》若しくは平成22年改正前の令 第155条の47第1項《連結中間納付額の調整》の規 定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 前連結事業年度に措置法第68条の67第1項(使 途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)に規定 する使途秘匿金の支出がある場合には、「同上のう ち土地譲渡税額及びリース特別控除取戻税額 2」 には、当該前連結事業年度の別表一の二(一)「10」

- の外書の金額又は別表一の二(三)「8」の外書の金額を加えた金額を記載します。
- 3 「前 期 実 績 基 準 額 (別表十八の二付表二「4」)又は((3)×6) 4 」は、当該連結事業年度が最初の連結事業年度である場合には「又は(3)×6)」を消し、当該連結事業年度が最初の連結事業年度以外の連結事業年度である場合には分母の空欄に前連結事業年度の月数を記載した上で、「(別表十八の二付表二「4」)又は」を消します。